



ペイオフ広報ポスターモデル（歌原奈緒子さん）と伊藤大臣（11月19日）

→P13に関連記事



「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において挨拶する伊藤大臣（12月6日）

→P8に関連記事

目次

【トピックス】

- 主要行の平成16年度中間決算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 特別検査の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 証券取引法等の一部を改正する法律の12月施行に伴う政省令及びガイドラインの概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 「コングロマリット室」及び「国際監督室」の設置について・・・・・・・・ 7

【ピックアップ：中小企業金融】

- 中小企業金融の円滑化に関する意見交換会の開催について・・・・・・・・ 8

【海外最新金融事情】

- 経済連携協定（EPA）交渉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【集中連載】

- ペイオフ解禁拡大（第2回：決済用預金誕生！）・・・・・・・・・・・・ 13

【法令解説】

- 違法年金担保融資対策法の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【金融ここが聞きたい！】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：「証券仲介業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

【11月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【トピックス】

主要行の平成 16 年度中間決算について

主要行は、11 月 22 日から 25 日にかけて決算短信を発表しました。それを受けて、金融庁では、主要行各行が発表した平成 16 年度中間決算の計数等を集計し、11 月 25 日に公表したところです。

以下、主要行の平成 16 年度中間決算の概要について説明します。

1. 主要行の決算

実質業務純益は、1.8 兆円でした。不良債権処分損は、不良債権処理が進展していることを受けて

1.1 兆円となり、実質業務純益の範囲内に収まりました。株式等関係損益は、0.1 兆円となりました。

この結果、経常利益、当期利益は、それぞれ 0.3 兆円、▲0.0 兆円となりました。

2. 主要行の不良債権処理の進捗状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 12.1 兆円となり、対 16 年 3 月期に比べ 11.3% 減少しました。

破綻懸念先以下については、対 16 年 3 月期に比べ 30.1% 増の 8.7 兆円となり、要管理債権については、対 16 年 3 月期に比べ 51.0% 減の 3.4 兆円となりました。これは、金融機関自らが不良債権の処理を決定したことに伴う債務者区分の引下げがみられたことや、業況改善に伴う上方遷移がみられたこと等が要因と考えられます。

この結果、不良債権比率は、平成 16 年 3 月期の 5.2% から約 0.5% ポイント減の 4.7% となりました。平成 14 年 10 月 30 日に公表した金融再生プログラムにおける「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させる」という目標の達成に向けて、順調に低下してきているものと考えております。

※ 主要行の平成 16 年度中間決算の計数等については、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「主要行の平成 16 年度中間決算について《速報ベース》」（平成 16 年 11 月 25 日）](#) にアクセスしてください。

特別検査の結果について

1. はじめに

金融庁は、16年9月期を対象として、主要行に対する特別検査を実施し、その結果を取りまとめ、11月12日に公表しました。

2. 特別検査の内容

(1) 特徴： これまで9月期においては、前期の特別検査のフォローアップを実施してきたところですが、今9月期においては、主要行の不良債権問題の終結を目指し、「金融再生プログラム」の達成を確実なものとするため、フォローアップにとどめず、特別検査を実施しました。

検証対象は、既往対象者127先、新規対象者8先、計135先の大口債務者となりました。

(2) 日程： 本年8月18日に主要行全11行に対して一斉に特別検査の実施を予告し、その後順次立入検査を行い、11月5日に全行に対して検査結果を通知しました。

(3) 検証方法： これまでの特別検査と同様、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図りました。その過程において、再建計画を有する債務者については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果も踏まえて債務者区分を判定しています。

3. 特別検査の結果

今回の特別検査の結果により、以下のような実態が明らかとなったものと考えています。

(1) 今回の特別検査の結果により、主要行の大口債務者について、

- ① 企業実態の二極分化が進んでいる
- ② 主要行の引当水準が相当高くなっている

といったこれまで認められた一般的傾向が、一層明確なものとなってきていることがうかがえます。

具体的には、

- ① 事業再生に向けた取組等により経営の改善が進んでいるものと、企業実態の悪化が進んでいるものとの二極分化の進行が、過去に策定した再建計画の進捗に伴い、更に鮮明となっています。

(イ) 再建計画の策定・実施等による債務者の経営の改善（上位遷移した19先や、債務者区分の変更がなかった74先のうち9割強）、経営が悪化した債務者の早期処理（下位遷移した39先のうち約1/3）など、主要行における不良債権処理の進展が見受けられます。

(ロ) 他方、再建計画の実現可能性などに問題があったことなどから、事業再生や経営実態の改善につながっていないもの（下位遷移した39先のうち（イ）以外のものや、債務者区分の変更がなかった74先のうち（イ）以外のもの）が見受けられます。

(2) また、各行からのヒアリング結果では、主要行全体で見ると、大口債務者に関して、貸倒引当金が手厚くなっている一方、追加的な不良債権処理コストは低下しています（特別検査対象先についての不良債権処分損：14年3月期1.9兆円 → 16年9月期0.4兆円）。

これは、今回の特別検査では、相当数の下位遷移がみられるものの、これまでのDCF法

の定着や資産査定を厳格化に向けた諸施策により、既に相当程度引当て済みであったことから、追加の不良債権処理コストが少なくなっているものと考えられます。また、その他の要因として、債務者企業の経営実態が改善していることなども考えられます。

以上のとおり、大口不良債権処理は一部に遅れがみられるものの、総じて金融再生プログラムの成果が着実に現れています。

金融庁として、今後とも、金融システムの更なる健全化を推進していくこととしています。

(注) 債務者区分の遷移状況は 16 年 3 月期決算ベースの債務者区分と今回の特別検査の結果とを比較したものです。

※ 特別検査の結果について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「特別検査の結果について」](#)（平成 16 年 11 月 12 日）にアクセスしてください。

証券取引法等の一部を改正する法律の12月施行に伴う政省令及び ガイドラインの概要について

先の第159回通常国会において成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」は、金融資本市場の基盤整備を進め、市場機能を中核とする金融システムへの再構築を行うという観点から様々な項目につき改正が行われましたが、このうち平成16年12月1日に施行がされたものとしては、主なものとして①有価証券定義の見直し、②ディスクロージャーの合理化、③主要株主制度の見直し、④金融機関への証券仲介業務の解禁があげられます。その施行に伴い、所要の政省令の整備を行ったところです。

1. 有価証券定義の見直し

組合型投資スキームについても有価証券法制による投資家保護の仕組みを適用するため、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類する組合契約に基づく権利等をみなし有価証券とする証券取引法の改正が行われたことを受け（証券取引法第2条第2項第3号及び第4号）、今般の政令改正においては、これらの組合型スキームにつき（証券取引法施行令第1条の3の2参照）、以下の事項を定めました。

(1) みなし有価証券から除外するもの

商品投資に係る事業の規制に関する法律の規制の適用を受ける商品投資契約（いわゆる「商品ファンド」）

(2) みなし有価証券とされるもの

- ・ 民法組合契約については①～③の全ての要件を満たすもの
 - ① 金銭その他の財産のみをもって出資の目的とするもの
 - ② 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するもの
 - ③ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するもの
- ・ 匿名組合契約については上記③の要件を満たすもの

2. ディスクロージャーの合理化

(1) 目論見書制度の合理化

① 投資信託証券に係る目論見書の記載内容の簡素化

投資信託証券の目論見書について、投資者のニーズに応じた情報の入手を容易とするため、「交付目論見書」と、「請求目論見書」に区分するための所要の規定整備が行われました。（政令第3条の2、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第15条～第16条の3、第4号様式等）

② 募集又は売出しにおける条件決定時の訂正目論見書の特例

ブック・ビルディング方式等による募集又は売出しを行う場合の訂正目論見書の交付について、これに代えて、発行価格等の決定事項を日刊新聞紙2紙による公表、又は日刊新聞紙1紙による公表、かつ、発行者等のホームページへの掲載による公表が可能となるよう、所要の規定整備が行われました。（企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2等）

(2) 公開買付制度への投資証券の導入

公開買付制度は、会社の支配権等の移動等に着目したものであることから、投資法人の支配権の獲得に繋がる議決権を有する投資証券についても公開買付制度の適用対象とするための所要の規定整備が行われました。（政令第6条、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第1条、第4条、第2号様式等）

(3) 投資事業有限責任組合等の出資持分のみなし有価証券化

前述1. のとおり、みなし有価証券とされた投資事業有限責任組合契約に基づく権利等について、投資信託証券と同様、投資する対象資産の状況が当該権利等の価値に関する重要な情報であるため、「特定有価証券」と位置付けました。また、当該権利等の名称を「組合契約出資持分」と定義するとともに、有価証券届出書様式や私募要件の整備等の所要の規定整備が行われました。(政令第3条の4、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条、第6号の2様式、証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第5条～第7条等)

3. 主要株主規制

証券会社等の健全性を確保する観点から、主要株主制度が平成16年4月より施行されたところで(証券取引法33条の2～33条の5)。この主要株主制度につき、証券会社の議決権を直接保有している会社と同じ企業グループに属していても、当該会社を議決権により支配はしていない会社については、「特別の関係」の範囲を変更することにより主要株主ではないこととし、主要株主の範囲を、議決権を通じて証券会社に影響を及ぼす者に限定することとしました(証券取引法施行令15条の2)。また、同様の趣旨の改正を投資信託委託業者及び認可投資顧問業者についても行いました(投資信託及び投資法人に関する法律施行令14条の2、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令14条の3)。

4. 金融機関への証券仲介業務の解禁について

間接金融から直接金融への流れ(「貯蓄から投資へ」)を一層促進し、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から、金融機関への証券仲介業務の解禁がなされたところです。

この施行のため、規定された主な事項は以下の通りです(金融機関の証券業務に関する内閣府令、証券会社等の事務ガイドライン等参照)

- 証券仲介業務を取り扱おうとする場合の手續
- 委託証券会社等の明示義務
- 取引の公正性を阻害して不均等な競争条件が生じないような弊害防止措置
 - ・ 非公開融資等情報の融資業務に従事する者と証券仲介業務に従事する者の間における授受の禁止
 - ・ 有価証券発行に伴う手取金が金融機関への融資返済に用いられる可能性を顧客に告げないで当該金融機関が証券仲介行為を行うことの禁止
 - ・ 金融機関が信用の供与を条件として、当該金融機関自身と取引等をさせる行為及びそのような取引等を勧誘する行為の禁止(いわゆる「抱き合わせ販売」行為及び当該行為の勧誘の禁止)
- 預金との誤認防止措置

※ 「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成16年政令第354号)は11月12日、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第90号)「投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令」(平成16年内閣府・財務省令第5号)は11月19日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第91号)は11月22日、「金融機関に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第92号)及び「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について―事務ガイドライン―」は11月26日に公布されました。

「コングロマリット室」及び「国際監督室」の設置について

近年、金融界では、クロスセクション（業際化）、クロスボーダー（国際化）の大きな動きが生じています。クロスセクションの動きとしては、グループ内に銀行、証券など複数の業態の金融機関を有する金融コングロマリットの出現が広く見られるようになり、また、銀行による投資信託や保険商品などの窓口販売や、銀行への証券仲介業の解禁などといった、従来の業態の枠を越えた販売チャネルの多様化が進行している状況にあります。他方、クロスボーダーの動きとしては、国境を越えた金融取引や、金融機関の多国籍化の一層の進展が見られるところです。

我が国金融監督行政においては、これまで既存の業態ごとの枠組みの中で職員間の連携を図ることなどを通じて、業態横断的な事象への対応や多国籍金融機関の業務・財務の健全性を確保するための適切な監督、海外金融当局との緊密な連携を図るよう努めてきたところですが、上記のような変化に対応するためには、組織的にも、クロスセクション、クロスボーダーの監督に、これまで以上に強力かつ機動的に取り組んでいく仕組みを構築する必要があります。そのような観点から、今般、監督局に金融コングロマリット及び業態横断的な取引等に係る監督事務の企画、立案及び必要な調整を行うことを目的とする「コングロマリット室」、及び、諸外国の監督当局等との事務の連絡調整等を行うことを目的とする「国際監督室」を設置しました。今後は、これらの室を中心として、各課が連携を図り、金融界のコングロマリット化、販売チャネルの多様化、金融取引・金融機関の国際化に対応した実効性のある適切な監督行政の実施に努めてまいります。

※ 「コングロマリット室」及び「国際監督室」の設置については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「「コングロマリット室」及び「国際監督室」の設置について」](#)（平成16年11月8日）にアクセスしてください。

【ピックアップ：中小企業金融】

中小企業金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

去る12月6日（月）に、金融機関代表者、関係省庁等を集め、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

本会合では、年末の資金需要期を迎えることを踏まえ、伊藤金融担当大臣から金融機関代表者に対して、健全な中小企業に対する資金供給の円滑化には格別の配慮をするよう要請するとともに中小企業金融の実態認識について意見交換を行いました。

その際、伊藤金融担当大臣から金融関係団体代表者に対して、担保・保証に過度に依存しない融資について積極的に取り組むことや融資取引に際して顧客に対して十分に説明を行うこと、さらには、自然災害による被害を受けた中小企業者に対しては、今後の復興に当たって、災害の状況、応急資金の需要等を勘案するなど、被災者の便宜を考慮した適切な措置を講ずること、なども要請しました。

<意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人信託協会、社団法人第二地方銀行協会、社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国信用組合中央協会、社団法人全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、社団法人全国信用保証協会連合会

経済連携協定（EPA）交渉について

金融庁総務企画局国際課長

坂本 正喜

1 はじめに

2004年11月24日、フィリピンのマニラにて、本稿を書き始めています。本日午後、日・フィリピン経済連携協定(Japan Philippine Economic Partnership Agreement)の「大筋合意」に向けての事務レベルでの交渉が終了しました。2日半にわたり、会場の投資委員会のオフィス6階で、半ば缶詰め状態になって大詰めの交渉が行われたのです。今回の会議を含め、本会合・非公式会合を合わせて計8回に及ぶ会議の積み重ねを経て、ここまでたどりつきました。

今回の交渉は、あくまでも主要点に関する「大筋合意」に向けてのもので、29日の首脳レベルでの合意の後、協定の条文交渉等の作業が本格化します。最終的に署名されるまで、まだしばらく時間がかかるでしょう。したがって、交渉結果については、後の機会に譲りたいと思います。

ところで、金融庁が経済連携協定のための交渉に参加していることは、あまり知られていないのではないのでしょうか。そもそも、経済連携協定は、二国間において、関税の引下げなどモノの貿易の自由化のほか、サービス、資本、人の自由な移動の促進、さらには人材育成をはじめとする様々な協力の推進を目指すもので、経済関係全体について、包括的な連携を強化しようという取組みです。我が国は、これまで、シンガポール（2002年1月署名）、メキシコ（2004年9月署名）との間で経済連携協定を締結し、現在、フィリピンのほか、タイ、マレーシア、韓国との間で交渉を行っています。

金融庁は、これらの交渉において、「サービス分野」の中の金融サービスの自由化を目指すとともに、金融監督当局との間での協力関係の促進を図るべく、積極的に参画してきています。以下、金融サービスの自由化と金融面での協力のそれぞれについて、もう少し詳しく御説明しましょう。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解です。

2 金融サービスの自由化

(1) 何を自由化するのか

「サービス分野」の自由化といってもわかりづらいかもしれません。

例えば、日本の金融機関がある国に支店なり現地法人を設け、金融サービスを提供しようとするとき、当該国において、外資系金融機関に対して、以下のような様々な参入規制や参入してからの規制が課せられることがあります。

- ① 外資系の支店形態での進出は認めず、現地法人形態に限る
- ② 外資系については、総計で〇ヶ所の支店までしか認めない
- ③ 現地法人を設立する場合、外資側の出資比率は〇%までとする
- ④ 外資系の支店等の業務について、地場金融機関よりも厳しい制限を課す

我が国の企業は、御承知のようにアジア諸国に広く進出しています。これを背景に、銀行をはじめ金融機関においても、新たな拠点の設置や既存の業務の拡大への意欲がますます高まっています。このような中で、相手国の当局との間で、上記のような規制の撤廃・緩和を求めて交渉するのです。要するに、経済連携協定のための交渉を活用して、我が国の金融機関がアジアで活動しやすいような環境整備に努めているわけです。

(2) 自由化交渉の現実

金融は、どの国においても、経済の動脈ともいえるべき重要な役割を担っています。それだけに、金融サービスの提供を外資系の金融機関に開放する、すなわち自由化するという事は、相手国にとって、非常にセンシティブな問題となり得ます。

特に、東南アジア諸国は、1997年に通貨・金融危機に見舞われただけに、外資系金融機関が地場金融機関を圧倒して国内市場で大きなシェアを占めたり、外国資本の自由な出入りが金融市場を不安定にすることに対して、大きな懸念を持っています。そこで、例えば、中長期的なプランを作成した上で、まず地場金融機関の合併・再編を通じて国内金融セクターの競争力を高め、徐々に外資系金融機関に対して拠点（支店・現地法人）の設置を認めていくような政策が採られることがあります。

このような国に対して、「自由化」は世界の潮流で正しいことだから直ちに拠点設置を認めると正面から主張しても、経済や金融市場の状況は国により異なるのだから、一律の自由化は適当ではないとの回答が返ってくるだけです。攻め方を変えて、日本の金融機関が進出すれば日本企業の直接投資が一層活発になり、国の経済にとってプラスになるのではないかと水を向けてみても、地場金融機関をもっと活用すれば良いのではないかと切り返されます。

このように、地場金融機関を外資から保護しつつ漸進的に金融セクターの自由化を図ろうという相手国当局の姿勢が強い場合でも、当方としては、金融セクターの自由化を進めることが、結局は市場の効率化、サービスの高度化につながり、経済全体に大きく貢献するという事を粘り強く訴えていくほかないと考えています。

(3) 交渉の意義

交渉には成果が求められるものです。しかし、今まで述べたように、相手国の金融自由化のペースがゆっくりとしたものである場合、必然的に、「新たに外資系に支店設置を認める」「外資100%の現地法人を認める」いった類の目覚ましい成果は期待し難いのが現実です。それでは、自由化交渉はおよそ意味がないということなのでしょうか。

交渉のプロセスを単純化して示すと、以下のようになります。

- ① まず我が国金融機関からの要望を聴取し、規制の撤廃・緩和のリクエストを作成
- ② 相手国にリクエストを示し、その内容・背景を説明
- ③ 相手国は、自由化をここまで約束するという「オファー」を当方に提示
- ④ さらに交渉を深め、最終的に、相手国は、協定に附属する「約束表」において具体的な自由化措置を盛り込む
- ⑤ 「約束表」は、条約としての協定の一部なので、相手国は我が国に対して自由化措置を実施する義務を負う

このようなプロセスに沿って考えると、経済連携協定の交渉という政府間の重い交渉において、相手国の当局に対して、当方の関心事項をしっかりと伝え、検討を求めることができるわけです。経済連携協定の交渉がなければ、このようなやりとりをする機会はそれほどないので、これだけでも、意義があると言えます。もし、検討の結果、何らかの自由化措置が決定されれば、これを二国間の条約上の義務として確定することができます。

重要なことは、ここでいう「自由化措置」には、様々なバリエーションがあるということです。

例えば、外資側の出資比率制限が49%と国内法で定められている場合、国内法を改正して外資100%を認めてもらえれば最も望ましいのですが、それがかなわない場合に、「49%」という現状を「約束表」に書き込むこと自体、透明性の向上という観点から一歩前進です。この場合、もし、GATS（サービス貿易一般協定）という多国間の条約において、「30%」までしか約束していなかったとすれば、経済連携協定において、国内法に合わせて「49%」まで約束してもらえれば、より大きな意味があると言えます。

(注) また、一工夫加えて、「約束表」に盛り込んだ約束内容は将来にわたり後退させないこと（つまり、「49%」と一旦約束したら、将来国内法を改正して「30%」に規制を強化することを禁止）を別途約束してもらうことが考えられます。これを「スタンドスティル」の義務を課すといいます。

さらに、前述のように、相手国において、中長期的なプランに基づいて漸進的に自由化するという政策が決定されている場合、「何年後に〇〇〇という措置をとる」こと自体を約束させることが考えられます。あるいは、「将来、支店設置を外資系に認める場合、我が国を他国と比べ差別しないこと」を約束してもらうことも考えられます。

やや、技術的な話になりましたが、自由化交渉が必ずしも「○か×か」「白か黒か」という性格のものではなく、いろいろと工夫の余地があり、また、地道で息の長いものであるということか思います。そういう意味で、あきらめず、粘り強く交渉を続けることが必要です。

(注) たとえ、国内法上「49%」まで認められていても、これをGATSという多国間の条約において一旦「49%」まで約束してしまうと、将来、国内法を改正して「30%」に規制を強化することが非常に困難になります。そこで、国内法はともかく、GATS上は、とりあえず「30%」までしか約束しないということが選択肢としてはあり得ます。

3 金融分野での協力

ここまで、金融サービスの自由化交渉について詳しく述べてきました。確かに、金融市場の自由化は重要です。しかし、もっと重要なことは、交渉を通じて相手国の監督当局との関係を築くことができるという点です。アジア諸国では、財務省や中央銀行が金融機関の監督権限を有しているケースが多いようです。金融庁は発足後6年あまりしかたっていない若い組織です。経済連携協定交渉を機会として、これまであまりお付き合いのなかった相手国の財務省や中央銀行との間で、対話のチャンネルが着々と築かれています。

他国の監督当局との関係を強化することは、相互に進出している金融機関の監督を適切かつ効率的に行う上で不可欠の前提といえましょう。また、相手国の当局の方で、監督体制や監督能力の向上のために、我が国の経験やノウハウを知りたいというニーズがあるかもしれません。このように監督当局間で様々な協力を行っていく際に強固な基盤となるのが、経済連携協定の「金融サービスに関する協力」の章です。

例えば、日・シンガポール経済連携協定の「金融サービスに関する協力」の章においては、

- ① 金融サービスの分野における規制監督に関する協力の促進
- ② 両国・アジアにおける金融資本市場の円滑な発展
- ③ 両国の金融市場の基盤の改善

を目的として、金融サービスの分野において協力することがうたわれています。

規制監督に関する協力の具体的な成果として、証券市場に関する情報交換のための枠組みが整備されました。両国の証券市場における規制・監視を効果的に行う上で、有効に活用されています。さらに、協定成立後も、両国間の協力上の諸問題について協議を継続することができるよう、フォローアップのための委員会が設置されています。

もちろん、このような「協力章」が協定の中に設けられていなかったとしても、監督当局として海外の当局と連携を強化するよう努力すべきことは当然であり、「協力章」がなければ協力できないというものではありません。しかし、協力関係を円滑に進めるためには、二国間の条約において「協力章」が設けられることが望ましいのは言うまでもありません。その意味で、どのような「金融サービスに関する協力」の章を設けるのかについて、相手国の当局と交渉すること自体、関係強化のための一つの重要なステップとなるでしょう。

4 おわりに

我が国の金融機関のアジア諸国への進出は、今後一層活発化することが予想されます。その中で、経済連携協定は、進出のための環境の整備に資するとともに、両国の当局の間で監督上の協力を強化するための基盤を提供するものであり、非常に意義のあるものと考えられます。今後とも、交渉に積極的に参画していく必要があると考えています。

[集中連載]

ペイオフ解禁拡大 (第2回：決済用預金誕生！)

今回は、預金保険制度で保護される預金の種類について、決済用預金を中心に説明しましょう。

1. 決済用預金誕生物語！？

前月号で、『利息が付かないこと（無利息）、いつでも払い戻し請求できるもの（要求払い）、振込みなどの決済サービスに使うことができる』という要件（これからは、「3要件」といいます。皆さん覚えてくださいね！）を満たす**決済用預金**は17年度以降に金融機関が破綻した場合でも、引き続き、預金全額が保護されると説明しました。

なぜ、決済用預金を全額保護するのかと疑問をもたれる方が、いるかもしれませんね。これは、我が国で行われる資金決済の手段が、米国に代表されるような小切手の授受による方法よりも、口座振替えや口座振込みなど直接預金口座を利用することが多いという事情にあります。小切手による支払いと比べると、口座振込みは、破綻の翌日に履行される振込みの指示（「指図」といいます。）を破綻時に取り消すことができず、例えば、公共料金が預金から引き落とされてから支払い先の企業の口座に振り込まれるまでの間（これを「仕掛り中」といいます。）に、その金融機関が破綻すると決済そのものができなくなる可能性があるのです。

また、日常生活から考えれば、決済資金は振込み日の何日か前に入金されていますよね。その間に金融機関が破綻した場合も、せっかく支払い用に預金しておいたものが名寄せ（注1参照）されるまで、しかも1千万円以内の金額でしか払い出すことはできないのです。

こうした我が国の特有の決済慣習をふまえ、金融機関が破綻した場合であっても一般の事業者や個人等が行う預金口座を通じた決済を確実に完結させるためには、全額保護される決済用預金の創設が必要だったのです。

（注1）「名寄せ」とは・・・決済用預金以外の預金保険対象預金（「一般預金等」といいます。）は、1つの金融機関ごとに預金者1人当たり元本1千万円までとその利息が保護されることから、破綻金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、これらを合計して、預金保険で保護される預金等の総額を算定することをいいます。

2. 決済用預金と決済性預金があると聞いたけど・・・

よく「決済性預金と決済用預金はどう違うの？」という質問を頂きます。今までの預金保険制度では、当座預金・普通預金・別段預金を総称して「**決済性預金**」と呼んでいました（図参照）。法律上は「特定預金」とされていたのですが、この3種類とも資金決済に利用することができることから、「**決済性預金**」としたほうがご理解いただきやすいということでこう呼んでいたのです。17年3月までは、この**決済性預金**（特定預金）を**決済用預金**とみなして全額保護しています。

(図)

決済性預金 (けっさいせいよきん)	決済用預金 (けっさいようよきん)
当座預金	当座預金
普通預金	利息が付かない普通預金
	利息が付く普通預金
別段預金	3要件を満たす別段預金
	3要件を満たさない別段預金

※3要件とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」のこと。

3. 決済用預金は、どこで開設できるの？

決済用預金を提供することは、金融機関の義務ではありません。各金融機関が決済用預金に対する預金者のニーズを判断して提供するものです。

また、3要件を満たす預金であれば、どんな名称であっても決済用預金として全額保護されるので、預金者の皆さんはどの預金が決済用預金に該当するかを各金融機関の窓口で確認していただく必要があります。

金融庁が、各金融機関に当座預金以外で決済用預金を提供又は提供に向けた準備・検討の状況をヒアリングしたところ、11月で約25%の金融機関が決済用預金を既に提供し、約70%の金融機関が提供に向けた準備・検討をしていると回答がありました。このヒアリングは当分の間実施し、結果を金融庁のホームページで「報道発表など」欄に掲載します。

※ 第1回目の発表「[決済用預金の導入に向けた金融機関（業態別）の準備等の状況の公表について](#)」（平成16年11月30日）については、[こちら](#)にアクセスしてください。

4. 「名寄せ」って協力義務があるの？

先程、「名寄せ」について説明しましたね（1.の（注1））。テレビや新聞でも、「ペイオフ本格実施に向けて、金融機関が名寄せ作業を行っている。」という報道がされているのを見聞きした方もおられるのではないのでしょうか？

実は、「名寄せ」を行うのは預金保険機構（注2）という組織なのです。各金融機関は、預金保険機構が行う「名寄せ」に必要な預金者ごとのデータを整備しているのです。

各金融機関は、預金保険機構からの指示に従い、預金者の皆さんの氏名、生年月日、住所や電話番号等についてダイレクトメールを送付するなどして確認しているのですが、中には、数十万円から数百万円の残高があるのに、預金者と連絡がつかないものもあるそうです。預金口座を開設したときは正しい氏名、住所、電話番号であっても、その後、改姓したり転居したりした方は特に気をつけてください。

もし、破綻した金融機関において、預金者データが整備されていないとどうなるのでしょうか？

預金保険機構は預金の払戻しをするときに、必ず、本人確認の手続を行います。その際、破綻金融機関に届けていた住所、氏名、生年月日、電話番号などが、預金の払戻請求の書類に記載されたものと異なる場合は払戻しはされません。転居の事実がすぐに証明できればいいのですが、何も証拠がない場合は最終的に裁判にもつれこむ可能性さえあるのです。

「名寄せ」のためのデータ整備は、金融機関の破綻処理を迅速、円滑に行うために必要な作業なので、金融庁や預金保険機構の検査官がその精度をチェックしていますが、預金者の方の皆さんの協力がなければ完全な整備は不可能です。もし、結婚や転居などで氏名、住所、電話番号等が変わった場合は、速やかにその金融機関に届け出るようお願いいたします。住所や名義変更の手続を忘れただけで、預金払戻しのために裁判をするなんて面倒ですよね・・・。

こうした「名寄せ」についてご質問のある方は、預金保険機構までお問い合わせください。

(注2) 預金保険機構は、預金保険制度を運営する組織です。金融機関の破綻処理で中心的な役割を担い、預金の払出しや破綻した金融機関の管財人業務を行ったりしています。詳しくは、預金保険機構のホームページ (<http://www.dic.go.jp/>) をご覧ください。

ペイオフ解禁拡大の周知用ポスター・リーフレットが完成しました。

さる11月19日の午後、ペイオフ解禁拡大の**広報用ポスター (PDF)** のモデルを務めた「歌原 奈緒子 (うたはら なおこ)」さんが、伊藤大臣、七条副大臣を表敬訪問して、ポスターの完成を報告しました。

歌原さんは都内の高校に通う18歳、少し緊張した面持ちで伊藤大臣、七条副大臣へ完成したポスターを手渡しました(本号表紙写真)。表敬訪問を終えた、歌原さんは「大臣と副大臣から、金融についてわかりやすくお話しをしていただいたので、金融のことに興味を持つことができました。今後もペイオフ広報に協力をしていきます」と話していました。

また、ペイオフ解禁拡大を簡単に説明した**リーフレット (PDF)** も完成しました。こちらは皆さんから寄せられる質問を「Q&A」形式で解説しています。これから、ペイオフのことを覚えてみようと考えている方は、御近くの財務(支)局、沖縄総合事務局や財務事務所に用意していますので、是非、ご覧ください！

(今月はここまで。来月号は決済用預金PARTIIとして、決済用預金の3要件を徹底解剖します。どうぞ期待！)

ペイオフ解禁拡大 広報用ポスター

ペイオフ解禁拡大 広報用リーフレット



【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第 161 回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「違法年金担保融資対策法（貸金業規正法の一部改正法）」についてです。

違法年金担保融資対策法の概要について

1. 違法年金担保融資対策法成立の背景

年金や生活保護給付、障害者給付など、受給者の生活上不可欠な公的給付については、生活に困窮した受給者が、その受給権を譲渡、担保等に供してしまうと、その生計の維持に支障をきたすおそれが大きく、公的給付の趣旨に反することから、国民年金法、厚生年金保険法等の各公的給付に関する根拠法令において、その譲渡や担保提供等の行為が禁止されています。

しかしながら、近年、貸金業を営む者が公的給付を受けている者の困窮に乗じて、当該債務者から、年金等の振込口座の預貯金通帳やキャッシュカード等を提出させて預かり、預貯金口座に振り込まれた公的給付を貸付債権の弁済に充てる等の不正行為が行われ、社会問題化しています。

こうした状況を受け、公的給付の受給者である債務者の保護、及び貸金業の適正な遂行の確保を図るために必要な措置を講じるべく、今般、議員提案により「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。いわゆる違法年金担保融資対策法。）」が提出され、平成 16 年 12 月 1 日に国会で成立し、同年 12 月 8 日に公布されました（平成 16 年法律第 158 号）。

2. 違法年金担保融資対策法の内容

(1) 広告・勧誘に当たって禁止される行為の追加

貸金業者は、年金等の公的給付の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明をしてはならないこととされました。

(2) 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

貸金業を営む者は、貸付けの契約について、その貸付金の弁済を公的給付を原資とする資金から受ける目的で、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされている公的給付が振り込まれる銀行口座等の預金通帳やキャッシュカード、あるいは年金証書などの引渡しを求め、又は保管する行為を行ってはならないこととされました。

(3) 罰則等

上記(2)に違反した者について、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました。また、上記(1)及び(2)に違反した者は、行政処分の対象となります。

改正法は、平成 16 年 12 月 28 日から施行されます。

3. おわりに

この改正法は、違法年金担保融資への対策強化に大きく資するものと考えており、今後は改正法に基づき、関係当局の体制及び連携の強化・充実を図るなど、違法年金担保融資業者の排除に向けた取組みを一層強化します。また、改正法の広報・啓発活動の充実等にも取り組んでまいりたいと考えています。

※ 「改正法」や苦情相談窓口等の連絡先について、詳しくは金融庁ホームページの[「違法年金担保融資対策法が成立しました」](#)、[「違法な金融業者にご注意」](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 昨日、地域金融機関の統合構想が二つ相次いで明らかになりました。金融機能強化法による公的資金の注入も考えているとの報道がなされました。地域金融機関がペイオフ解禁拡大に向けて財務基盤を強化する上で、統合や公的資金の活用を検討することについて大臣の考えをお聞かせください。

A： 合併等について様々な報道がなされていることは承知いたしておりますけれども、個別の問題についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。一般的な考え方についてお話をさせていただければ、合併等の組織再編というものは一般的には、規模の経済でありますとか、或いは範囲の経済というものが働いて経営の効率性というものを向上させていく、そのことに対する効果があると考えられています。そして、合併そのものが、ある意味これは相当な努力を要するものでありますし、また前向きな改革として捉えることもできるのではないかと思います。

こうした合併の特徴を踏まえれば、ある意味では中長期的に安定して金融機能を発揮していく観点からは合併等の組織再編は有力な選択肢になり得るのではないかと考えます。

いずれにいたしましても地域において利用者の方々や地域の信頼、或いは評価というものを得られるような経営改革の努力を進めていくことは非常に大切なことでありますから、是非リレーションシップバンキングの機能強化に向けての改革の努力というものを更に続けていただいて、そして様々な成果がなされることを期待いたしております。

(平成16年11月19日(金) 閣議後会見 抜粋)

Q： 大手行の決算が一通り終了しましたが、それについての所感を願います。

A： 主要行の中間決算については、不良債権比率が4.7%、今年の3月期に比べて0.5%ポイント低下をしております。私共が不良債権比率を2年半で概ね半減すると、「金融再生プログラム」で掲げた目標に向かって順調に進捗していると思っております。しかしこの中間期というのは、来年17年3月期に向けての通過点でありますから、不良債権問題の再発を防止しながら来年の3月期に間違いなく確実に目標を達成できるように改革の手綱を緩めることなく取り組んでいかなければいけないと思っております。

特に、金融と産業の一体的再生という観点から見ますと、今回の特別検査において企業再生については、その進捗がされているものと中々企業業績が回復しないものと、二極化の傾向が現れてい

るわけでありませう。そうした意味からも金融と産業の一体的再生に向けての総仕上げをしっかりとやっていく必要があると思っております。

(平成16年11月26日(金) 閣議後会見 抜粋)

※ 大手行の中間決算について、詳しくは、本号の「[主要行の平成16年度中間決算について](#)」や金融庁ホームページの「報道発表など」から「[主要行の平成16年度中間決算《速報ベース》](#)」(平成16年11月25日)にアクセスしてください。

Q： 金融庁として今まさに「貯蓄から投資へ」という大きなテーマに取り組もうとしている中で、今回のジャスダックの取引所化について所見をお願いします。

A： やはり取引所それぞれが良い意味で競争しながら市場としての魅力というものを発揮していくことが、投資家にとっても、非常に新たな選択肢が広がっていくことにもつながっていくわけでありませうので、とても大切なことではないかと思っております。市場が活性化をすることによって、そのエネルギーが日本経済全体に対しても良い影響を与えると思っておりますので、それぞれの市場の魅力というものを十分に発揮していくためには、やはり信頼が非常に重要ですので、投資家からの信頼というものを確保しながら、それぞれの市場の機能を遺憾なく発揮をしていただきたいと思います。

(平成16年12月3日(金) 閣議後会見 抜粋)

Q： 新BIS基準の国内告示案に対するパブリック・コメントの受付が終了して数多くの意見が寄せられたと聞いていますが、今後内容の公表時期等、どのように対応されますか。また、地域金融機関にとって新BISの国内告示案は結構厳しいルールだという声もあるのですけれども、その辺について大臣はどのようにお考えでしょうか。

A： 今御指摘がありましたようにパブリック・コメントは11月30日に終了させていただいて、各方面から色々多くの御意見をいただいたところでありませう。私共としては、今その御意見を精査しているところでありませう。今後のスケジュールですが、こうした意見を踏まえて見直し後の規制案を今後公表し、来年の夏頃には告示の改正ということを目指して、着実に作業を進めていきたいと考えているところでありませう。

また、地域金融機関についても、今回の新しいBIS規制の最終案は、世界的に見ても全体として自己資本の負担水準というものを重くも軽くもしないというものでありませう。その中で中小企業、或いは個人向けの貸出しの自己資本負担が軽減されているという内容になっております。そういう

意味からしますと中小、或いは地域の金融機関はこの分野に注力をする形でビジネスモデルを展開されているわけでありますから、日本の地域金融機関のビジネスモデルの対応に適っているものだと考えております。

(平成16年12月10日(金) 閣議後会見 抜粋)

※ 新B I S基準の国内告示案について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」](#)(平成16年10月28日)にアクセスしてください。

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**証券仲介業**」です。

「証券仲介業」とは・・・

証券仲介業とは、証券会社等（証券会社又は登録金融機関）の委託を受けて、その証券会社等のために、以下の行為を業として行うもので、内閣総理大臣の登録を受けて営むことができることとされています。

- (1) 有価証券の売買等の媒介
- (2) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い

この証券仲介業については、銀行等の金融機関以外の一般事業会社は今年4月から、銀行等の金融機関については今年12月から行うことができるようになりました。

証券市場の構造改革の一環として、市場仲介者が投資家にとってアクセスが容易であり、かつ、質の高い多様な金融サービスの提供が行われるようにすることが必要であると考えられていましたが、証券会社の店舗網には限界があります。そのため、他人の間に立って両者を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為にすぎない媒介や有価証券への投資を勧誘する募集の取扱いなどの法的主体とならない事実行為に業務範囲を限定した上で、証券会社よりも容易に参入が可能である証券仲介業制度を創設しました。これにより、証券会社等が証券仲介業者に対し証券取引等の勧誘について委託を行うことが可能となり、証券会社等の販売チャネルが拡充され、投資家の証券会社等へのアクセスが容易となり、証券市場の発展に寄与すると考えられます。

証券仲介業者の業務内容は、取引の勧誘等の事実行為に限定され、所属証券会社等の代理権は有しません。また、顧客から金銭や有価証券の預託を受け入れることも禁止されるとともに、顧客口座は証券会社等が保有・管理することとなります。なお、銀行等の登録金融機関については、その業務において保護預りを既に営んでいることから、証券仲介業務について預託を受け入れることは可能です。

証券仲介業制度の導入に伴い、様々な業態から証券仲介業への参入が見込まれ、今後、多様な形態の証券仲介業者が投資家の皆様の証券取引に関与することとなると考えられます。

金融機関以外の一般事業会社が証券仲介業を行うには、法令に基づき登録を受けることが必要となっており、証券仲介業者には、その営業所等に登録番号などを記載した決められた標識を掲示することが求められているほか、取引の際に所属証券会社等の商号などを明示することが義務付けられています。

しかしながら、例えば、登録を受けていない業者が証券仲介業者の名を偽って、株式取引の勧誘を行うことも想定されますので、投資家の皆様が、**証券仲介業者を通じ有価証券の取引が行われる際には、その仲介業者が法令に基づく登録を受けた業者であるかどうか確認されることが大切です。**

登録を受けている証券仲介業者については、登録を行った財務局において商号、役員の氏名、営業所の所在地、及び所属証券会社の名称等を記載した「証券仲介業者登録簿」の縦覧ができるほか、当庁のホームページにおいても、証券仲介業者の一覧を掲載していますので参考にしてください。

(注) 金融機関が証券仲介業務を取り扱う場合には、証券取引法における「登録金融機関」となっている必要があります。

※ 証券仲介業制度について、詳しくは、金融庁ホームページの[「証券仲介業制度がスタート！」](#)にアクセスしてください。

また、証券仲介業者の一覧については、同じく金融庁ホームページの[「証券仲介業制度がスタート！」](#)から「2. 投資家の皆様へ」内の[「証券仲介業者の一覧」](#) (PDF) をアクセスしてください。

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣・政務官へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣・政務官への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【11月の主な報道発表等】

- 4日(木) [アクセス](#) ・ 阪急リート投信株式会社に対し投資信託委託業者の認可
- 5日(金) [アクセス](#) ・ 「資金洗浄対策の観点から監視を強化すべき取引の該当国の解除について」を発出
[アクセス](#) ・ 国際投信投資顧問株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「前払式証券の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリック・コメントの結果
- 8日(月) [アクセス](#) ・ 監督局に「コングロマリット室」及び「国際監督室」を設置
- 10日(水) [アクセス](#) ・ 「金融審議会金融分科会第二部会『無認可共済』への対応に係る論点整理」に対するパブリック・コメントの結果
・ 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 11日(木) [アクセス](#) ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）、金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（案）、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（案）、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（案）および事務ガイドライン（案）に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 日EU財務金融ハイレベル協議について
- 12日(金) [アクセス](#) ・ 特別検査の結果の公表
[アクセス](#) ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 四国労働金庫に対する行政処分
- 16日(火) [アクセス](#) ・ 「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」を公表
- 18日(木) [アクセス](#) ・ C E S R（欧州証券規制当局委員会）の公聴会への参加について（我が国会計基準の国際会計基準（I A S）との同等性問題への対応）
[アクセス](#) ・ りそなホールディングス・りそな銀行の経営健全化計画の見直し
- 19日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社静岡中央銀行に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」の公表（パブリック・コメント）
[アクセス](#) ・ 「ポケットバンク債権委員会からの緊急のお知らせ」と題するダイレクトメールを受け取った方への注意喚起
[アクセス](#) ・ 「フロッピーディスク所在不明事案への対応策等について」を公表
・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
・ 金融審議会金融分科会特別部会開催
- 22日(月) [アクセス](#) ・ 決済用預金の導入に向けた金融機関（業態別）の準備等の状況の公表
- 24日(水) [アクセス](#) ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリック・コメントの結果

- ・ 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 25日(木) [アクセス](#)
 - ・ 主要行の平成16年度中間決算について《速報ベース》
 - ・ 「金融重点強化プログラム」(仮称)策定に向けての中間論点整理の公表
- 26日(金) [アクセス](#)
 - ・ 事務ガイドライン(「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」)の一部改正
 - ・ ほくほくフィナンシャルグループの経営健全化計画の見直し
- 29日(月) [アクセス](#)
 - ・ 企業会計審議会の「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」の公表
 - ・ 企業会計審議会開催
- 30日(火) [アクセス](#)
 - ・ 決済用預金の導入に向けた金融機関(業態別)の準備等の状況の公表
(平成16年11月現在)
 - ・ 中央証券株式会社に対する行政処分

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。